入札に関する質疑

件 名	(!	(物品)7854_空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)					
受付日			質疑	回答			
6/17	1	2.	仕様書 8. 設置の確認及び搬入、設置等の経費 賃借人(リース会社)は工事において業務内容が建設業法等の法令の定まる有 資格者でしか実施できないものについては、協力工事業者へ業務を委託し、業 務にあたらせることとしてよろしいでしょうか。 仕様書 9. 保守・点検(1) 不具合が生じた場合は、原則として連絡を受けた翌日までに必要な措置を講じ ることと記載があります。在庫外の部品交換、またはメーカー作業員でなけれ ば作業できない故障内容の場合は復旧までに数日を要することが想定されま す。その場合は内容の報告、復旧スケジュールの協議をさせていただくことで よろしいですか。	1. 可とします。 2. 可とします。			
		-		3.	仕様書 10. その他 (3) 動産総合保険に加入すること、と記載があります。動産総合保険に係る保険金で補いきれない費用については貴市の費用負担で復旧されるという理解でよろしいでしょうか。	3. 協議のうえ費用負担を決定します。	
			設置仕様書7.受変電設備(1) 気容量アップなど受変電設備の改修が必要な場合、増額分は別途有償という えでよろしいでしょうか。	4. 契約金額の変更が必要な場合は、協議のうえ決定します。			

		5.	入札説明書9(4) 契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。(海老名市契約規 則41条、42条)この内容について、以下、ご確認をお願い致します。 ①「同規模」要件について:同規模条件 につきまして、具体的な基準が御座いました ら、ご教示願います。	5. ①②海老名市公式ホームページの入札公告ページにあります、「入札説明書 契約保証金の取扱い」をご覧になってください。
			②「過去2年間に誠実に履行」との記載についてご確認願います。本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか? ・2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか? ・2年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか? ・2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか?	③④あくまでも本案件は賃貸借契約になりますので、実績での免除が出来れば全額免除となります。
6/17	1		②「ただし、工事請負金額が500万円以上の場合は、この限りではない」。と記載ありますが、本件の契約保証金免除が認められた場合、契約保証金は全額免除となる認識でよろしいでしょうか。 ④全額免除とならない場合、どの程度の契約保証金が必要となるのかお示しください。	
		6.	入札説明書 10 契約金の支払いとは具体的にどのような支払いを想定されているのでしょうか。前払金、部分払金、完成払金が必要なのでしょうか。	6.「年度別支払金額内訳書」に基づき毎月リース料を支払います。前払金、部分払金、完成払金は不要です。
		7.	仕様書 9. 保守・点検 (1) 窓口及び対応はリース会社が外部へ委託した業者でも構わないでしょうか。	7. 構いません。
		8.	犯罪収益移転防止法に係る本人確認は可能でしょうか。	8. 必要に応じて対応します。

6/17	1	9. 契約書のひな形をご教示ください。	9. 別添、添付の通りになります。なお、案のため、内容が変更になる可能性がありますので、ご了承ください。
6/17	2	 リース会社による入札参加を検討しております。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。 前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。) 物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険(時価ベース)への加入でよろしいでしょうか? 動産総合保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件減失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の減失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料については別途協議とさせていただけますでしょうか? 	 可とします。 可とします。 リース物件が補償対象となる動産総合保険へ加入してください。 協議事項とします。

6/17

- 5. 動産総合保険の付保期間につきまして、「契約中」とのご記載をいただいておりますが、付保期間は、「賃貸借期間」との対応でよろしいでしょうか?
- 6. 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただけますでしょうか?(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)
- 7. フロン排出抑制法における管理者は、貴市(発注者)ということでよろしいでしょうか?
- 8. フロン排出抑制法に定めます定期点検及び、簡易点検のいずれも、管理者である発注者にて対応されるとのことでしょうか?
- 9. 落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能でしょうか?
- 10. 本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は含めない) との認識でよろしいでしょうか。
- 11. 国又は地方公共団体と契約した公共施設の空調設備賃貸借の履行実績を確認できる書類を提出する予定ですが、入札への参加確認をいただいたことで契約保証金を免除いただけるとのことでしょうか?
- 12. 履行実績を確認できる書類として契約書の写し等との記載がありますが、契約書の契約相手方と対象物件がわかる表鑑のみのご提出でもよろしいでしょうか?
- 13. ご提出する履行実績を確認できる契約についておたずねします。
 - ・規模等の条件につきまして、具体的な基準がありましたらご教示願います。
 - ・履行とは以下のいずれの想定となりますでしょうか?
 - 2年以内に「「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか?
 - 2年以内に「「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか?
 - 2年以内に「「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか?
 - ・貴市以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか?
 - ・他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか?
 - ・国公立大学、独立行政法人との契約実績でも宜しいでしょうか?
- 14. 保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制も可能でしょうか?
- 15. 貴市の都合による対象施設の統廃合による賃貸借機器の撤去等で契約解除となった場合、残賃借料はご負担いただけますでしょうか?
- 16. 高圧トランスですが、令和7年9月よりトップランナー変圧器の規格が改定されます。機器の正式発注時期により現行品の変圧器が受注できない可能性がございます。その場合、貴市と協議の上、物件の選定等、入札後に対応を検討させていただくことは可能でしょうか。

- 5. 付保期間は、リース(賃貸借)期間とします。
- 6. リース期間の変更は、協議のうえ決定します。
- 7. リース期間中のフロン排出抑制法における管理者は市です。
- 8. 定期点検は受注者、簡易点検は市で行うものとします。
- 9. 内容に応じて協議します。
- 10. リース期間中の固定資産税は受注者負担となります。非課税の取り扱いについては、貴社で納税をしている自治体等へお問い合わせください。
- 11. 事前提出の書類では契約保証の免除にはなりません。落札決定後に「契約保証金免除願」という様式と共に契約書の写しを提出して頂き、免除となります。
- 12. そのとおりです。ただし、提出された資料を確認後、別途仕様書等を求める場合もあります。
- 13. 海老名市公式ホームページの入札公告ページにあります、「入札説明書 契約保証金の取扱い」をご覧になってください。

なお、国公立大学・独立行政法人は対象外です。

- 14.可能です。
- 15.仕様書 10 その他(1)のとおりです。
- 16.可能です。

6/17

賃貸借契約書(案)

1.	件			名	空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)	
2.	履	行	場	所	海老名市本郷4626番地の1ほか2地内	
3.	契差	約	金	額	н	
4.	契約	金	額の	りうす	ら取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額	円
5.	履	行	期	間	令和 7年 7月14日から 令和13年 2月28日まで	
6.	契約	存	: 証	金	□免除□	
	基づ とす	いっ る。	ζ,	次の	契約について、賃借人と賃貸人とは、おのおの対等な立場における合意 契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するも して本書2通を作成し、各自記名押印の上各1通を保有する。	
令和	和 7年	E 7	'月1	4日	賃借人 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 海老名市	
					市長内野優	

賃貸人

契約款(賃貸借)

(終目的)

- 第1条 賃借人 (以下「甲」という。) 及び賃貸人 (以下「乙」 という。) は、この契約書 (頭書を含む。以下同じ。) に基づ き仕様書 (設計書及びこれらの図書に係る質問回答書を含む。 以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行 しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)を 甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語と する。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の 10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保を 提出しなければならない。ただし、甲が契約保証金の納付を 免除した場合においてはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に 譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、 甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の確認等)

- 第4条 乙は、賃貸借期間の初日までに当該物件を納入し使用 可能の状態にしなければならない。
- 2 甲は、乙から物件の納入を受けた後、賃貸借開始前までにこれを検査確認し、物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がないことを確認しなければならない。この場合において、契約不適合があったときは、乙に対して、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる。
- 3 甲は、前項の規定による履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、引き渡しを受けた 日から2年以内に行わなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき理由により、賃貸借期間の初日までに 物件の納入を完了しない場合は、甲は乙から遅延日数に応じ、 賃貸借期間中の賃借料の総額に年3パーセントの割合て計算 した額を遅延違約金として徴収することができる。

(物件の保管、使用及び維持等)

- 第5条 甲は、装置の据付場所およびその状態をあらかじめ乙 が申し出た温度、湿度その他良好な環境の下で維持管理し、 また善良な管理者としての注意をもって装置を管理しなけれ ばならない。
- 2 装置が据付場所に搬入され、甲に引き渡された後、返還されるまでの間、甲の故意もしくは過失によって装置が損害を受け、又は、欠損が生じた場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

3 仕様書において物件の保守を含むものとしている場合、物件の保守については甲の指定又は承認した業者が行うものとする。なお、その場合における保守料は、賃借料に含むものとする。

(賃借料等の支払い)

- 第6条 乙は、仕様書で別に定める場合を除き、毎月の賃貸終 了後速やかに、甲に当該賃貸分に係る金額を請求するものと する。
- 2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に 支払うものとする。ただし特別な事情により乙の承諾を得た ときは、45日を限度に支払期限を延長することができる。
- 3 本契約により乙が業務を終了した日が月の途中である場合、 その月の賃貸料は第1項の月額をその月の日数で除して得た額に、乙がその月に業務を実施した日数を乗じて得た額(円 未満は切り捨てる。)とする。

(消費税等額の変動に伴う支払額の変更)

第6条の2 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等によって、この契約において消費税及び地方消費税の額に変更が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(物件の追加)

第7条 甲が物件の追加を希望する場合は、その装置について 別途契約を締結するものとする。

(物件の改造)

- 第8条 物件の改造 (他の機械器具の取り付ける場合を含む) については、甲はあらかじめ文書をもって乙の承認を求める ものとする。この場合の費用は甲の負担とし、乙又は乙の認 める者がこれを行うものとする。
- 2 乙は、前項の改造が物件に支障を与えるものと認めたとき は、甲の申し出を拒否することができる。
- 3 物件の改造によって契約内容を改訂する必要が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。

(物件の移転)

第9条 物件を頭書記載の据付場所から移転する必要が生じた ときは、甲はあらかじめ文書によって乙の承諾を得るものと する。この場合、費用は甲の負担とし、乙又は乙の認める者 がこれをおこなうものとする。

(物件の返還)

- 第10条 甲は、本契約が終了したときは、物件を引渡し当時 の原状に復したうえ、乙に対して、速やかに当該物件を返還 しなければならない。ただし、物件を返還するとされている 場合において、甲は乙に、物件の賃貸の継続を請求すること ができる。
- 2 物件の返還にあたって、甲は乙又は乙の委託を受けた者の 指示に協力するものとする。
- 3 物件の撤去搬出にあたり、甲の立会いを得られない場合は、 乙は乙の選択する公正な第三者の立会いのもとに据付場所に 立ち入り、物件の撤去搬出を行うことができる。
- 4 乙は、甲から物件の返還を受けたときは、直ちに欠損等の 箇所を確認し、物件に欠損等が発見された場合は、乙は甲に

- 対しその旨書面で確認を得るものとする。
- 5 物件の撤去作業によって、甲所有の財産にき損を生じた場合は、乙の責任において修復する。
- 6 物件返還後の旧据置場所の修復についての費用は甲の負担 とする。
- 7 物件の撤去搬出についての費用は乙の負担とする。
- 8 返還後の機器について、再利用は禁止する。

(禁止事項)

第11条 甲は文書による乙の事前の承諾がない限り、装置を 質権、譲渡担保その他他人の権利の目的物とすることができ ない。甲がこれに違反し、乙が損害をこうむったときは、甲 はその損害賠償者任を負うものとする。

(涌知義務)

- 第12条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。
- (1) 装置に乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、 又はそのおそれがあるとき。
- (2)装置の盗難、減失、き損等の事故が発生したとき。

(立入権および秘密保持)

- 第13条 装置の納入、保守、管理のため、乙の社員および必要のある場合はその指定する者が装置の据付場所に立ち入る場合、その者は必ず身分証明書を携行しなければならない。
- 2 前項の立ち入りに際して得た甲の業務上の秘密は、これを 第三者に漏えいしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第14条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、 乙は、甲の請求に基づき、契約金額の(この契約締結後、契 約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額の100 分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に 支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、乙が年的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3ペーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の契約解除権)

- 第15条 甲は、乙がこの契約を履行しない場合又は契約の履行が不可能となった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。 ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲は、こからの違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合 において、この契約の契約保証金が納付されているとき (こ

れに代わる担保が提供されているときを含む。)又はこの契約 の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足が あるときは、別にこれを徴収する。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として 甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、 破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された 破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任さ れた再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の 納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲 は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当 することができる。

(乙の契約解除権)

- 第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害 を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。 ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第17条 天災地変等の不可抗力により生じた装置の減失、き 損についての危険は甲が責任を負うものとする。

(公租公課)

第18条 固定資産税については乙が負担する。固定資産税以 外に装置の所得、所有、保管、使用およびこの契約につき現 に賦課され、又将来減課される公租公課は、納税義務者のい かんにかかわらず甲が負担する。ただし、仕様書に別の定め がある場合においては、この限りでない。

(相殺)

第19条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙 が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及び その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追飮する。

(予算の減額等による契約変更等)

- 第20条 甲は、契約期間中であっても、この契約の締結日の 属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の歳出 予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又 は解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除する場合は、乙

の損害等、以後の方針について甲と乙は協議するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報 を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる特記事 項を導守しなければならない。

(協 議)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につ き疑義を生じた場合は、甲および乙双方で協議し、円満に解 決をはかるものとする。

特記事項 (個人情報の保護)

(秘密等の保持)

第1条 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報 の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了 し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を 取り扱う場合は、関係法令に従うほか、甲の指示を受けて、 その取扱いにより個人の権利別益を侵すことのないよう適正 に取り扱わなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、個人情報の処理を自ら行い、第三者にその処理 を委託してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、こ の限りでない。

(収集等)

第4条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を 収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必 要最小限のものとしなければならない。

(取扱要領等の作成)

第5条 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人 情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、甲に報告しなけれ ばならない。ただし、甲が作成する必要がないと認めた場合 は、この限りでない。

(個人情報の保管)

第6条 乙は、当該契約による業務を処理するため、第4条に おいて収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処 理するため甲から引き渡された個人情報(以下第7条、第8 条及び第11条において「使用する個人情報」という。)を漏 えいし、き損し、又は減失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第7条 乙は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的 以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個 人情報を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を 得たときは、この限りでない。

(返還義務)

第9条 乙は、当該契約による業務を処理するため甲から引き 渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに甲に返還しな ければならない。

(廃棄等)

第10条 乙は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

(事故報告義務)

第11条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する 個人情報の内容を、漏えいし、き損し、又は減失した場合は、 甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(調査)

第12条 甲は、乙が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

(勧告)

第13条 甲は、乙の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが 不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

特記事項(情報セキュリティ対策に関する事項)

(規程等の遵守)

第1条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、海老名市 情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は 間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行 の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならな い。本契約の終了後は、甲が秘密として指定した情報につい て、第三者に提供してはならない。

(情報の管理)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(第三者への情報提供の禁止)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲 の関係者から提供された資料や情報資産について、庁外若し くは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し(以上、電子 メールの送信を含む。)、又は業務遂行の目的以外の目的で、 資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。た だし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(従事者への教育)

第5条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に 係る業務に従事する者に対して、データの保護及び秘密の保 持等データの取扱いに関し履行すべき責務について十分な教 育を実施しなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供 を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還する ものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によ るものとする。

(資料等の回収等)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、 乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遂守状況その他セキュリティ対 策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることがで きる。

(違反報告義務)

第9条 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、 又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲 にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(インシデント報告義務)

第10条 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、 本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがある と認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第11条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又 は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(甲による検査が 困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観 性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、 検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第13条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前 条までに定めるものの他、必要に応じて、海老名市における 情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう 指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反して いると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは 履行代金の減額を請求することができる。

特記事項(暴力団等の排除に関する事項)

(暴力団等排除に係る契約の解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直 ちにこの契約を解除することができる。この場合において、 解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責め を負わないものとする。
- (1) 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人で ある場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する 社員、取締役、執行役若しくはこれらに輩ずる者と同等以 上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同定。) が 海老名市暴力団財除条例 (平成 22 年条例第 43 号。以下「条 例」という。)第 2条第 4 号に規定する暴力団員等(以下「暴 力団員等」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に 規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。)である と認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は 暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に 当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに 該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認 められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、 請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指 定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団からの不当介入の排除)

- 第2条 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに 所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければな たない。
- 2 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

仕 様 書

1 件名

空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)

2 設置場所

・海老名市本郷 4626 番地の1 (海老名市立本郷コミュニティセンター)

・海老名市社家三丁目 18 番1号 (海老名市立社家コミュニティセンター)

・海老名市下今泉一丁目 17番 55号 (海老名市立下今泉コミュニティセンター)

3 機器設置位置

別紙「参考設置仕様」のとおりとする。

4 賃貸借機器

本郷コミュニティセンター 空冷ヒートポンプエアコン4セット 社家コミュニティセンター 空冷ヒートポンプエアコン4セット

下今泉コミュニティセンター 空冷ヒートポンプエアコン4セット

定格能力	ケ (kW)	定格消費電	電力 (kW)	参考機器型番
冷房	暖房	冷房	暖房	SSRA224CD
20. 0	22. 4	7. 40	7. 60	

※参考機器型番は、室内機・室外機・リモコン等の標準付属品一式のセット型番とする。

※参考機器型番以外で入札する場合は、事前に申請して市の承諾を得ること。承諾を得て いない機器での入札は無効とする。

※室内機には、可変風向ガイド、ドレンパン、吸込フィルター、防球ガードを取り付ける こと。

5 設置仕様

別紙「設置仕様書」のとおりとする。

6 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60箇月)

※令和8年2月25日までに賃貸借機器の設置を完了、試運転を実施し、稼働できる状態とすること。

7 支払方法

毎月、前月の使用期間経過後、賃貸人の請求に基づき支払うものとする。

8 設置の確認及び搬入、設置等の経費

- (1) 賃貸借機器の設置工事にあたっては、事前に設計図書を提出し、市の承諾を得てから 着手すること。
- (2) 賃貸借機器の搬入、設置その他付随する作業に要する経費は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃貸借機器の設置完了後、速やかに完成図書を提出し、設置内容・作業内容等全般について、各設置場所で説明すること。
- (4) 賃貸借機器の使用説明会(操作方法、緊急時の対応等)を実施すること。なお、説明 に必要な資料や機器は賃貸人の負担とする。
- (5) 賃貸借機器に所有者・賃貸借期間を表示するシールを貼付し、リース物件であることを表示すること。

9 保守・点検

- (1) 賃貸借機器に不具合が生じた場合は、原則として連絡を受けた日の翌日までに保守 要員を派遣し、賃貸人の負担で修理、点検等必要な措置をとること。ただし、市の責め に帰すべき事由により修理若しくは調整の必要が生じたとき、または市の都合により 機器の設置場所の変更、他の機器の取り付け等を行う場合は、市と費用負担について 別途協議する。
- (2) 賃貸借機器の修理に必要な光熱水費は、市が負担する。
- (3) 賃貸借機器の配管等は修理の対象に含むものとする。
- (4) 賃貸人は、賃貸借機器の点検及び室内機のフィルター清掃を年2回(冷房運転前、暖 房運転前) 実施すること。
- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号) ((改正新法平成 27 年 4 月施行(略称「フロン排出抑制法」))に基づく簡易点検は市 が実施するものとする。

10 その他

- (1) 市の都合(大規模改修事業や改築工事等)により賃貸借機器の変更(撤去、移設、増設、一時撤去等)する場合は、原則として契約変更とする。但し、市との協議により、軽微な変更と認められる場合にはこの限りではない。
- (2) 賃貸人は、本契約の対応組織表を作成し、速やかに市に提出すること。
- (3) 賃貸人は、本契約中、自らを保険契約者とした動産総合保険に加入すること。また、 保険料は賃貸人が負担すること。
- (4) 賃貸人は、契約期間終了後の本契約に附帯する全ての設備を市に無償譲渡すること。
- (5) 賃貸借機器にかかる公租公課は、賃貸人が負担すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、市との協議により決定する。

設置仕様書

設置は、本仕様記載内容またはそれ以上の仕様とすること。

1 設置仕様の原則

- (1) 原則として本設置仕様書に基づいて設置するものとするが、記載のない事項については、 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)を参考に市担当 者と協議のうえ、対応すること。
- (2) 室内機及び室外機の設置位置等は、別紙「参考設置仕様」を原則とするが、位置等を変更する必要がある場合には、市担当者と協議のうえ、変更すること。
- (3) 設置工事着手前に打合せを行い、詳細な実施工程、図面及び設置機器に係る資料を提出し、 承諾を得たうえで着手すること。
- (4) 設置する機器、配管その他一式はすべて新品とし、可能な限り環境配慮、省エネルギー、 省ランニングコストの製品、グリーン購入法の特定調達物品または相当品とすること。
- (5) 設置に当たり仕様等に変更が生じる場合は、市担当者と協議を行い、承諾を得ること。また、設置期間を考慮し、受注者の責任において作業を行うものとする。

2 機器据付(室外機)

- (1) 地上設置の基礎はスライドブロックとし、転倒防止対策をすること。
- (2) 壁面設置の場合は壁面架台上に設置し、転倒防止対策をすること。
- (3) その他の詳細については、市担当者と協議すること。

3 機器据付(室内機)

- (1) 防球対策を施すこと。
- (2) 結露対策を講じること。
- (3) 設置場所に照明器具、感知器 (自動火災報知設備・人感センサー等)等がある場合は、市 担当者と協議の上、機能上の問題が生じない位置に移設すること。

4 配管

- (1) 冷媒配管仕様は、冷媒用被覆銅管とし、施工はメーカー仕様に準ずること。保温厚はガス 管 10mm以上、液管 10mm以上とする。
- (2) 冷媒配管の被覆について、屋外は、ガルバリウム製鋼板とし、屋内露出部分は、樹脂製とする。
- (3) ドレン配管はVP管 (硬質ポリ塩化ビニル管) とし、施工はメーカー仕様に準ずること。 ドレンは、市の基準に適合すること。
- (4) ドレン配管は、逆勾配、二重トラップ等が生じないようにすること。なお、勾配が取れない箇所については、ドレンポンプ等を設置して対処すること。
- (5) 配管支持金物について、屋内はユニクロメッキ仕上げ製、屋外は溶融亜鉛メッキ製とする こと。

5 配管貫通

- (1) 配管は建築構造物(梁・柱・構造壁等)を貫通させないこととし、窓・壁・床を貫通させることとする。また、壁又は床を貫通させる場合は非破壊レントゲン検査を実施すること。
- (2) 窓ガラスを貫通する場合は既存ガラスを撤去したうえでアルミパネルを取り付け、窓の開放制限を講じること。
- (3) 外部貫通部分は、漏水がないように設置すること。(シーリング等の措置をすること。)

6 配管試験

- (1) 冷媒配管は、乾燥窒素 (ドライガス) にてメーカーの定める試験圧力で気密試験を行うこと。(24 時間以上)
- (2) ドレン配管は、必ず通水試験を行うこと。

7 受変電設備

- (1) 受変電設備の改修が必要な場合は、改修計画図(変圧器容量等の計算書を含む。)を作成し、 速やかに市担当者及び電気主任技術者に提出し、承諾を得てから施工すること。
- (2) 受変電設備の改修は、自家用電気工作物保守業者(電気主任技術者)の立会いのもとに行うこと。
- (3) 受変電設備の改修に伴い、関係各省庁への届出等が必要となった場合は、書類作成及び手 続を行うこと。
- (4) 受変電設備の改修に起因して、賃貸借期間中に施設内に障害が発生した場合は、修理にかかる費用及び原因究明にかかる費用は受注者が負担するものとする。また、復旧後、速やかに障害内容、障害原因及び写真(障害箇所、修理状況)等を明らかにした報告書を市担当者へ提出すること。

8 機器一次側配線

- (1) 手元開閉器盤は室外機設置場所付近の外壁等を利用して設置すること。また、手元開閉器盤の回路名称は室外機・室内機番号と合わせ、各機器の回路が判別できるようにすること。
- (2)屋外電線管(コネクタ等含む。)は溶融亜鉛メッキ製とし塗装を要しない。また、電線管等の支持金物は溶融亜鉛メッキ製とし、かつ建物に雨水が入らないよう十分な防水処理を行うこと。また、屋外で使用するプルボックスは防水型溶融亜鉛メッキ製とすること。
- (3) ケーブルは、原則として新設電線管通線とするが、既設の電線管(埋設配管を含む。)及びケーブルラック等を使用できる場合は、市担当者と協議のうえ、使用の可否を決定すること。
- (4) 使用するケーブル類は、原則としてエコ仕様とすること。
- (5) 新設する電線管等の支持金具が手の届く範囲にある場合には、安全のためカバー等を取り 付けること。
- (6) 配管配線は適切な位置にプルボックスを設置すること。

9 機器二次側配線

(1)電源線及び信号線はメーカー基準に準ずること。また、冷媒配管と共巻施工とすること。

(2) リモコン線は、メーカー基準に準ずること。設置位置は市と打ち合わせのうえ、設置すること。

10 仮設

- (1) 仮設計画については、施設運営を最優先で作成のうえ、事前に市へ提出し承諾を得ること。
- (2) 養生は関係箇所全般とし、ゴミ・ホコリ等が飛散しないように徹底すること。
- (3) 資材置場及び廃材置場は、市と打合せのうえ、決定すること。また適切に養生すること。
- (4) 機器設置中の危険な箇所には、バリケード、囲い、カラーコーン等を設置し、立ち入り禁止箇所が判るように看板等で明示すること。

11 施工留意点

- (1) 機器設置に際しては、利用者及び施設従業員の安全に十分配慮するとともに、極力利用 者に支障をきたさぬよう、市の指示に従うこと。
- (2) 機器設置前に市と室内機、室外機の設置場所、資材置場、車両駐車位置、作業工程、安全対策、停雷期間、鍵の管理及び近隣対策について、市と十分打ち合わせること。
- (3) 目常の作業実施に当たっては、施設従業員に開始及び終了の報告をすること。
- (4) 施設休館目の作業は、事前に市と協議のうえ、実施すること。
- (5) 作業にあたっては、交通誘導員や警備員を配置する等、施設利用者の安全確保や周辺住民 等への安全・環境確保に努めること。
- (6) 施設内及び敷地内は全面禁煙とする。
- (7) 救助袋等緊急避難設備の障害にならないよう確認すること。
- (8) 近隣民家への騒音対策を講じ、工事期間を周知すること。また、苦情等が発生した場合には、誠意をもって対応すること。
- (9) 既存構造物の形状変更は、必要最低限に止めること。
- (10)既存設備等の保守・点検の障害にならないよう確認すること。
- (11)機器搬入に伴う重機 (クレーン車・ユニック車等) の使用は、事前に市に連絡のうえ、周囲に十分注意し、作業を行うこと。また、道路使用をする場合の申請手続き及び手数料等の経費は、賃貸人の負担とする。
- (12)工事車両・運搬車両等の道路の通行について、関係署官庁と速やかに協議を実施し、関連 法令を遵守するとともに必要な手続きを行うこと。また、関係署官庁との協議記録及び申請 書類等は速やかに市担当者へ報告すること。
- (13)敷地内に重機車両等を乗り入れる場合は、必要かつ十分な養生を実施すること。万一、損傷した場合は、賃貸人の費用で復旧すること。
- (14)機器設置終了後、速やかに、完成図書(機器設備図、電気配線図、取扱説明書、試験結果報告書等)及び写真(設置施工前、設置施工中、設置施工後)を取りまとめ、以下を報告書として提出すること。
 - ア Excel、PDFデータ及びCADデータCD-R2枚
 - イ 印刷物2部
 - ウ 保証書1部
- (15) 簡潔な機器操作手引書を作成し、機器操作方法を十分に説明すること。

- (16)設置した盤、機器に賃貸借物件である旨を表示すること。また、室外機と室内機の組合せが相互にわかるような表示を本体に施すこと。
- (17) 設置期間中に発生した設備等の汚れ及び破損・物損は、賃貸人の責任において原状回復すること。
- (18) 労災保険の適用は、賃貸人負担とし、作業中に生じた事故・損害の一切の責任を負うものとする。
- (19) 仕様書等に記載のない事項であっても、設置または使用の際に当然に必要となる事象については、賃貸人の負担において実施すること。
- (20) 停電作業は、事前に市と協議のうえ、日時を決定すること。また、受電設備の停電操作については、自家用電気工作物保守業者(電気主任技術者)と立会いのもと実施すること。なお、経費は賃貸人負担とする。
- (21) 停電時間帯に供給する必要がある設備は、賃貸人が仮設電源(発電機等)を設置し対応すること。なお、供給方法及び供給範囲については、市との協議により決定し、経費は賃貸人負担とする。
- (22) 改修に係る電気回路の絶縁抵抗測定を改修前後に行うこと。
- (23)機器作動、配管類、電気設備等の必要な試験を行い、異常の有無を確認、記録及び報告をすること。
- (24) 運搬・搬入作業に伴い生じた養生材、梱包材等は、賃貸人が引き取り処分すること。
- (25) 本契約により発生する廃棄物については、各種法令等に基づき、確実かつ適正に処理すること。
- (26)原則、設置工事期間中も施設は使用できるものとする。施設利用の停止を要する工事を実施する場合は、事前に市と協議のうえ、日時等を決定すること。

本郷コミュニティセンター 参考設置仕様

1. 施設概要

・施 設 名:海老名市立本郷コミュニティセンター (レクリエーション室)

・フロア面積:311.4 m² (18m×17.3m)

2. 設置仕様

・機器設置:室内機(壁掛形) 8台(防球ガード必須)

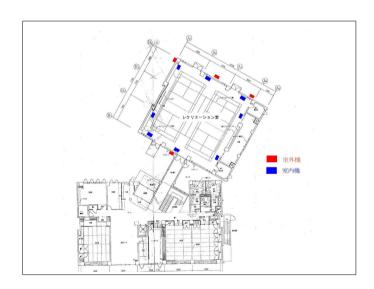
室外機 4台

リモコン (設置場所・台数は市と協議のうえ決定する)

·動 力:既設受変電設備内動力盤

室外機付近に手元開閉器盤設置

3. 設置図



社家コミュニティセンター 参考設置仕様

1 施設概要

・施 設 名:海老名市立社家コミュニティセンター (レクリエーション室)

・フロア面積:288 m² (16m×18m)

2 設置仕様

・機器設置:室内機(壁掛形) 8台(防球ガード必須)

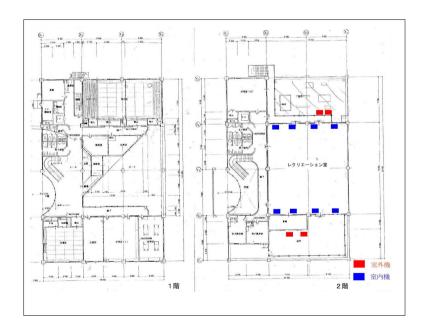
室外機 4台

リモコン (設置場所・台数は市と協議のうえ決定する)

·動 力: 既設受変電設備内動力盤

室外機付近に手元開閉器盤設置

3 設置図



下今泉コミュニティセンター 参考設置仕様

1 施設概要

・施 設 名:海老名市立下今泉コミュニティセンター (レクリエーション室)

・フロア面積:310.8 m² (22.2m×14m)

2 設置仕様

・機器設置:室内機(壁掛形) 8台(防球ガード必須)

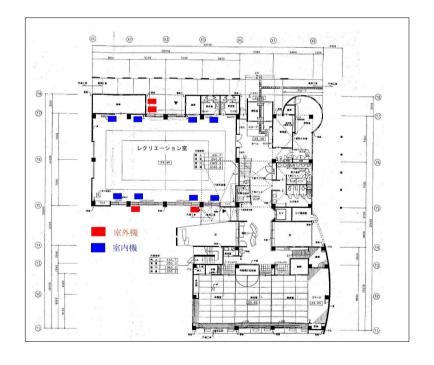
室外機 4台

リモコン (設置場所・台数は市と協議のうえ決定する)

·動 力: 既設受変電設備内動力盤

室外機付近に手元開閉器盤設置

3 設置図



年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借 (本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

契約	Δ	+	±/.	H	量田	± :
关州	₩.	X	1/4	ν	元石	書

令和7年度	小計		(税込)
-------	----	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和8年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

契約金支払内訳書

令和8年度	小計		(税込)
-------	----	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和8年4月分		
令和8年5月分		
令和8年6月分		
令和8年7月分		
令和8年8月分		
令和8年9月分		
令和8年10月分		
令和8年11月分		
令和8年12月分		
令和9年1月分		
令和9年2月分		
令和9年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借 (本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

令和9年度	小計		(税込)
-------	----	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和9年4月分		
令和9年5月分		
令和9年6月分		
令和9年7月分		
令和9年8月分		
令和9年9月分		
令和9年10月分		
令和9年11月分		
令和9年12月分		
令和10年1月分		
令和10年2月分		
令和10年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

令和10年度	小計		(税込)
--------	----	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和10年4月分		
令和10年5月分		
令和10年6月分		
令和10年7月分		
令和10年8月分		
令和10年9月分		
令和10年10月分		
令和10年11月分		
令和10年12月分		
令和11年1月分		
令和11年2月分		
令和11年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

令和11年度	小計		(税込)
--------	----	--	------

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和11年4月分		
令和11年5月分		
令和11年6月分		
令和11年7月分		
令和11年8月分		
令和11年9月分		
令和11年10月分		
令和11年11月分		
令和11年12月分		
令和12年1月分		
令和12年2月分		
令和12年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	空調設備賃貸借(本郷コミュニティセンターほか2館)
契約金額(総額) ※税込で記載	
履行期間	令和7年7月14日から令和13年2月28日まで
リース期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

令和12年度	小計		(税込
--------	----	--	-----

年 月	支払金額 (税込)	備考
令和12年4月分		
令和12年5月分		
令和12年6月分		
令和12年7月分		
令和12年8月分		
令和12年9月分		
令和12年10月分		
令和12年11月分		
令和12年12月分		
令和13年1月分		
令和13年2月分		